

使用済自動車の 引渡し・引取りの注意事項

使用済自動車に**他車の不要部品**や**生活ごみ**等の**廃棄物**を混入させて引渡す、またはそれを引取る行為は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)**に違反する場合があります。そのため、適正に対処するよう注意が必要です。



最終所有者
引取業者
フロン類回収業者



他車の部品

生活ごみ



引取業者 (最終所有者から引取)
解体業者 (前工程事業者から引取)

廃棄物を混入させて処理を委託した場合は、廃棄物処理法における**委託基準違反**(※)に該当する場合があります。

※委託基準違反、受託禁止違反には、廃棄物処理法第25条(罰則)「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科」が適用されます。

廃棄物を処理するには、廃棄物処理法に基づく**処理業の許可**が必要です。

また、産業廃棄物が混入した使用済自動車を引き取った場合は廃棄物処理法における**受託禁止違反**(※)に該当する場合があります。

引取業者や**解体業者**は、使用済自動車に異物が混入している等の**正当な理由**がある場合は**引取りを拒否**することができます。
(使用済自動車の再資源化等に関する法律 第9条, 第15条)

<正当な理由>

- ① 使用済自動車のリサイクル料金が預託されていない場合
- ② 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ③ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ④ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ⑤ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
- ⑥ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合